印紙

森林整備事業請負契約書

1　事　業　名　　七ツ山国有林２５０森林整備（誘導伐：密着造林型）事業請負

2　履　行　場　所　　七ツ山国有林２５０は林小班外
別冊、図面のとおり

3　事　業　内　容　　誘導伐作業　２．３２ｈａ
集造材　３５０㎥
Ｃ材等未利用材　１００㎥
植付作業　２．３２ｈａ
獣害防止ネット設置　１，７００ｍ
（別紙、記番別作業内訳書、作業工程別数量内訳書、
作業内訳書のとおり）

4　事　業　期　間　　契約締結の翌日　から
平成２６年　1月３１日　まで
（ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙、記番別作業内訳書、作業内訳書のとおり）

5　作　業　仕　様　　別冊、作業仕様書のとおり

6　請　負　金　額　　金　　　　円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　　　円也）

7　選　択　条　項
別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは○印、適用されないものは×印である。

適用削除の区分	選　択　条　項	
×	契約保証金の納付	第４条第１項第１号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第４条第１項第２号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第４条第１項第３号
×	公共工事履行保証証券による保証	第４条第１項第４号
×	履行保証保険契約の締結	第４条第１項第５号
○	支給材料及び貸与品	第１５条
○	部分払　（作業期間中　回以内とする）	第３４条
×	前金払　請負金額の　／１０以内とする	第３６条第１項
×	中間前金払 請負金額の　／１０以内とする	第３６条第３項

８　支給材料及び貸与物件

品　名	品質規格	数　　量	引渡予定場所	引渡予定月日
封印ペンチ		一式	宮崎北部森林管理署	契約締結の日

９　特約事項　別紙、特約条件のとおり
（使用する材料は、別紙、特約事項内訳書のとおりとし、請負者が購入する）

１０　暴力団排除に関する特約条項
別途「暴力団排除に関する特約条項」によるものとする。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び契約時に交付する国有林野事業製品生産事業請負契約約款、国有林野事業造林事業請負契約約款及び製品生産事業請負標準仕様書、造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙、共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。
本契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を所有する。

平成　　年　　月　　日

発注者（甲）　住　所　宮崎県日向市大字日知屋１７３７１－１
分任支出負担行為担当官
宮崎北部森林管理署長　井　上　誠　印

請負者（乙）　住　所　○○市○○
○○○○○○
○○○○○　○　○　○　○　印

【注】請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

【例】　請負者　○○共同事業体
代表者　○○林業株式会社
住　所　○○市○○
代表取締役　○○　○○　印
○○林業株式会社
住　所　○○市○○
代表取締役　○○　○○　印
○○林業株式会社
住　所　○○市○○
代表取締役　○○　○○　印

記番別作業内訳書

林小班	作業種	区域面積	控除面積(除地等)	契約面積	作業期間		備　考
					自	至	
２５０は	誘導伐	0.45	00.00	0.45	契約締結の翌日	H26.1.31	
２５０ほ	誘導伐	1.12	00.00	1.12	契約締結の翌日	H26.1.31	
２５０ほ	誘導伐	0.75	00.00	0.75	契約締結の翌日	H26.1.31	
計		2.32	00.00	2.32			

作業工程別数量内訳書

材種	作業工程	細　目	数　量	備　考
素材	集造材外		３５０㎥	
	山元巻立	機械巻立	５０㎥	
	封印発送		３００㎥	
	Ｃ材等 集造材		１００㎥	
	Ｃ材等 山元巻立		１００㎥	

平成25年度 宮崎北部森林管理署 <事業図>
森林整備(誘導伐:密着造林型)事業請負
七ツ山 国有林 250は林小班外
面 積 2. 32 ha
予定生産量 450m³(内100m³C材)
作業道
雑
85
80
75
70
60
55
50
250㊌
9㊌ 七ツ山
崩
林道
-凡例-
実行区域
フォワーダ運材路
土場
架線盤台
林道作業道
除地広葉樹
切捨て
林内中心歩道
伐区 3伐区
人天別 人工林
主間伐別 保育間伐
林齢 53年生外
面積 2. 32 ha
蓄積 865.10m³
予定生産量 450m³

造林事業請負予定箇所実測図兼位置図

(作成者) 農林水産技官 佐藤太亮

作業種	国有林	林小班	区域面積 (ha)	除地	契約面積	シカネット延長 (m)	伐区
植付・シカネット設置	七ッ山	250 は	0.45		0.45	450	①
〃	〃	250 ほ	1.12		1.12	700	②
〃	〃	250 ほ	0.75		0.75	550	③
計			2.32		2.32	1,700	

凡例		
請負箇所	植付	
	シカネット設置	
車道		

森林整備（誘導伐：密着造林型）請負事業仕様書

適用範囲

この仕様書は，森林管理署等の実施する（誘導伐：密着造林型）事業請負に適用する。

1　伐倒及び集造材

（１）区域内の対象木は，全て伐倒すること。

（２）下表の素材採材が可能なものを原則として搬出対象木（胸高直径がスギ１６ｃｍ以上、ヒノキ１４ｃｍ以上）としているので、これに基づき通直材を採材・搬出すること。Ｃ材等未利用材の採材・搬出については販売協定相手方との協定によること。

但し，監督職員の指示のある場合はこの限りではない。

樹種	長級 (m)	径級 (cm)	Ｃ材等未利用材	長級 (m)	径級 (cm)
スギ	3	１４上	スギ	２・４	8上
	4上	１４上			
ヒノキ	2	１８上	ヒノキ		
	3	１４上			
	4	１３上	広葉樹		
	6上	１４上			

2　伐倒及び集造材作業に当たっての留意事項

（１）伐採洩れ，対象外の伐採がないよう留意すること。

（２）伐倒及び集造材作業においては，他の造林木を損傷しないように注意すること。

（３）かかり木については，適切な方法で処理すること。

（４）ワイヤーロープ等，現地の片づけは適切に行うこと。

3　請負数量の確定

（１）伐倒数量

契約書に記載された予定数量とする。

（２）素材数量

生産完了検査場所における検査数量の累計とする。

4　部分払いにおける数量の確定

（１）伐倒数量

面積按分による材積とする。

（２）素材数量

生産完了検査場所における検査数量とする。

5　封印発送

（１）監督員の指示を受けて封印発送を行うものとする。

（２）封印は、発送時点において荷締索の結び目を荷くずしできないように行うものとする。

6　その他

その他必要な事項については，監督職員の指示に従うこと。

コンテナ苗木植付作業仕様書

１．苗木の購入及び検収

（１）乙は、甲の指定する樹種及び規格の苗木を購入し、苗木の輸送日及び保管場所等について監督職員と協議し、苗木保管場所又は監督職員が指定する場所において監督職員の検収を受けること。

（２）苗木の検収については、九州森林管理局が別途定めるコンテナ苗木検収要領に基づき検収することとし、検査によって生じた本数不足及び不合格苗木については、乙の責任において優良な苗木を確保すること。

２．苗木の管理

（１）検査を受けた苗木は植付場所に近い日陰で、水害等の被害のおそれのない所に保管すること。

（２）苗木は保管場所に立てて寄せ並べ、必要に応じ、こも、シート等で直射日光を遮断し潅水するなど、苗木の乾燥防止について充分な措置を講ずること。

３．植付要領

（１）苗木は、梱包ネットから取り出し植付ける。

（２）植付地点を中心に植穴を掘る。

（３）植穴は、直径１０cm、深さ１８cm、以上とする。

（４）植付に当たっては、植穴にコンテナ形の底を密着させ垂直に据える。

（５）側方は、コンテナ形と植穴との間に空隙がないように土壌を入れる。

（６）踏付は、コンテナ形を潰さないように両手を使い、植穴の外周から内側に向けて体重を少しかける程度で押さえる。

（７）コンテナ形の上面より１～２ｃｍ程度の高さが植付後の水平面となるように土を寄せておくこと。

４．作業上の留意事項

（１）苗木を深植することは生育不良の原因となるので、充分注意すること。

（２）苗木の運搬及び植付の際は、苗木が乾燥又は損傷しないよう充分注意すること。

５．不良苗木の取扱

作業の実施過程において、選別した不良苗木が発生した時は、生じた不良苗木本数を監督職員に報告し、不良苗木分を乙の負担により確保すること。

６．その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

獣害防止ネット設置仕様書

１．獣害防止ネットの購入及び検収

（１）乙は、甲の指定する品質規格の獣害防止ネットを購入し、獣害防止ネットの輸送日及び保管場所等について監督職員と協議し、獣害防止ネット保管場所又は監督職員が指定する場所において監督職員の検収を受けること。

（２）獣害防止ネットの検収については、契約図書（特約事項）の定める品質規格同等品及びその規格品以上とし、甲の指定する獣害防止ネット品質規格に基づき検収することとする。また、検査によって生じた不合格獣害防止ネットについては、乙の責任において優良な獣害防止ネットを確保すること。

２．獣害防止ネット設置要領

（１）ネット設置線については伐開等をして枝条等を取り除き整理すること。

（２）支柱は地形・地質を考慮し４ｍ間隔を基本に打ち込み固定すること。

（３）急傾斜地に於ける支柱の打ち込みは傾斜面に向かって垂直に打ち込むこと。

（４）ロープはネットの上段に「張りロープ」を、下段に「押さえロープ」を使用すること。

（５）支柱とネットが接する部分は３箇所以上を基本に固定し、たるみを防ぐこと。

（６）各支柱間のネットの下部（裾部分の端）には２箇所以上を基本に杭で固定し、シカ等の侵入を防ぐこと。

（７）支柱の補強については、支柱２本当たり１箇所を基本にアンカーをとり、ロープ等で支柱を補強すること。また、コーナーの支柱は必ず補強すること。

（８）出入り口を監督職員の指示により設置すること。

（９）上記以外については、獣害防止ネット購入メーカーの製品取扱説明書及び設置施工図を参照し設置すること。

３．その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

採 材 標 準 寸 法 表

宮崎北部森林管理署

樹種	用途		長級(m)	径級(cm)	延寸(cm)	備考
スギ	一般材		3･4	14上	2	
	芯持材		3	16～20	2	通直で無節に近いもの
	割材		3	34上	10	赤芯で目細な無節材元玉原則
	長材		6･8	14上	10	
	梁材		4．2	24～26	10	単曲材で元玉
			5．2	24～28		
			6．2	24～28		
	ラミナ材	直材	3･4	末口14～元口45以内	2	最高矢高10cm以内
		曲材	3･4	末口14～元口40以内	2	
ヒノキ	一般材		2	18上	2	
			3	14上	2	
			4	13上	2	
	芯持材		3	16～20	2	通直で無節に近いもの
	長材		6･8	14上	10	直材で元玉
	梁材		4．2	18～22	10	単曲材で元玉
			5．2	22～26		
			6．2	24～30		
マツ	一般材		2.2･3.2･4.2	13上	5	
	梁材		2.2･3.2･4.2	18～24	10	単曲材で元玉
モミ	一般材		2･4	24上	5	
ツガ	一般材		2･3･4	24上	5	
その他N	一般材		2･3･4	14上	5	銘木類は有寸
カシ	一般材		2.1･3.2･4.3	20上	5	末口径30上通直材長尺採材
その他L	一般材		2.1･3.2･4.3	22上	5	銘木類は有寸
N･L	チップA		2	10上	0	
スギ･ヒノキ	端尺材		0．6～1．6	14上	0	根曲り部分からの採材が原則
スギ･ヒノキ･その他	C材等未利用材		0．6上	8上	0	システム販売相手方との協定による。

留意事項
1. 平成元年1月10日 第2号「当面の採材について」
2. 平成元年3月29日 元熊利第55号「スギ･ヒノキ価格体系の改定について」
3. 平成17年6月6日 ラミナー用原材料生産に伴う参考資料
4. 平成21年8月31日 21九販第30号「C材等未利用材を素材生産事業として実施する場合の取扱いについて」